

公益社団法人 日本オリエンテERING協会
委員会規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテERING協会（以下「本協会」という）の定款第42条2項に基づき、委員会に関し必要なことを定めるものとする。

第2章 委員会及び委員

(委員会)

- 第2条 本協会は以下の項に定める委員会を設置する。
- 2 本協会の事業を専門的な知見に基づき直接的に担当する機関を専門委員会と称し、以下の委員会を設置する。
- (1) 普及・指導委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 地図委員会
 - (4) 強化委員会
 - (5) スキーオリエンテERING委員会
 - (6) トレイルオリエンテERING委員会
 - (7) MTBオリエンテERING委員会
 - (8) パラ委員会
 - (9) アンチ・ドーピング委員会
 - (10) 総務委員会
 - (11) 女性委員会
 - (12) 国際委員会
- 3 本協会の特定の事業に対し、専属的に担当する機関を特別委員会と称し、以下の委員会を設置する。
- (1) 地域活性化委員会
 - (2) 全日本オリエンテERING大会委員会
 - (3) スプリント委員会
 - (4) 全日本リレーオリエンテERING大会委員会
- 4 本協会の特定の事業を、専属的に実行する、または関係機関と協働し実行する機関を、実行委員会と称し、以下の委員会を設置する。
- (1) 日本オリエンテERING協会・ワールドマスタースゲームズ2027関西実行委員会
- 5 本協会の主たる運営から独立した活動を担当する機関を独立委員会と称し、以下の委員会を設置する。
- (1) 危機管理・コンプライアンス委員会
 - (2) アスリート委員会
- 6 本協会の事業のうち、主に選考業務を担当する機関を選考委員会と称し、以下の委員会を設置する。
- (1) 役員候補者選考委員会
 - (2) 委員候補者選考委員会
 - (3) 表彰選考委員会
- 7 本協会の代表理事より諮問を受ける機関を諮問委員会と称し、以下の委員会を設置する。
- (1) 倫理委員会
- 8 各委員会の所管事項については、別表に定める。

(委員)

- 第3条 委員は、理事会が推薦し会長が委嘱する。
- 2 第2条第2項及び第3項で設置された各委員会の委員選考については、別途定める「委員候補者選考規程」に基づいて行う。
- 3 第2条第4項、第5項、第6項及び第7項で設置された各委員会については、本規程とは別に規程を定める。

第3章 役職員

(役職員)

- 第4条 第2条第2項及び第3項の各委員会に、次の役職員を置く。
- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上2名以内

(役職員の選任)

- 第5条 委員長は、理事会の選任による。副委員長は、委員の互選による。ただし、第2条第4項、第5項、第6項及び第7項で設置された各委員会の委員長については、本規程とは別に規程を定める。

(役職員の職務)

- 第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第4章 任期

(任期)

- 第7条 委員及び役職員の任期は2年と、再任を妨げない。ただし、第2条第4項、第5項、第6項及び第7項で設置された各委員会については、本規程とは別に規程を定める。
- 2 委員及び役職員の連続在任期数は、2年を1期として、同一委員会内では5期までとする。ただし知識及び経験が当該委員会の運営上特に必要であり、例外的に扱うべき理由が認められる委員は、理事会の承認で例外を認めるものとする。
- 3 補充又は増員により選任された委員及び役職員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員及び役職員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章 会議

(招集)

- 第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長が必要と認めた時は、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(決議)

- 第9条 委員会の議決は出席委員の過半数で決定する。

(報告)

- 第10条 第2条第2項及び第3項で設置された各委員会の委員長は、会議開催後速やかに議事録を担当業務執行理事に提出しなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項で設置された各委員会は活動報告及び収支決算を、担当業務執行理事に提出しなければならない
- 3 第2条第4項、第5項、第6項及び第7項で設置された各委員会については、本規程とは別に規程を定める。

第6章 小委員会

(小委員会)

- 第11条 委員会は、所管事項のうち特定の領域の事項を専門的に遂行するために小委員会を設置することができる。
- 2 小委員会は、当該委員会の委員長とは別に、委員の中から小委員会委員長を委員の互選で置くことができる。
 - 3 小委員会の会議は、第8条及び第9条に準ずる。
 - 4 小委員会委員長は、会議開催後速やかに議事録を当該委員長に提出しなければならない。

第7章 雑則

(細則)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1、この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する
- 2、平成28年2月7日改訂
- 3、令和2年2月22日改訂
- 4、令和3年8月29日改訂
- 5、令和4年2月28日改訂
- 6、令和5年12月16日改訂
- 7、令和6年5月18日改訂
- 8、令和6年8月31日改訂
- 9、令和6年12月1日改訂
- 10、令和7年2月24日改訂
- 11、令和8年9月5日改訂

別表：各委員会所管事項

- ・ここに挙げられていない項目に対して判断が必要となった場合、適宜関連性の高い委員会等にて対応する。
- ・複数の委員会に関係すると思われる事項については当該関係委員会間で協議を行い対処する。

分類	委員会名	所管事項
専門	普及・指導	普及に関わる計画・業務、指導者養成、指導資格の管理
	競技	競技関連規則の管理、イベントアドバイザー養成、公認大会認可
	地図	地図図式の管理、地図に関する啓発
	強化	フットオリエンテーリングの選手強化、代表選手選考及び承認、代表選手への教育 フットオリエンテーリングのジュニア世代への教育、強化、普及
	スキーO	スキーオリエンテーリングの 普及、大会開催、選手強化・派遣、指導者育成、規則の整備、広報、IOF 対応
	トレイルO	トレイルオリエンテーリングの 普及、大会開催、選手強化・派遣、指導者育成、規則の整備、広報、IOF 対応
	MTBO	MTB オリエンテーリングの 普及、大会開催、選手強化・派遣、指導者育成、規則の整備、広報、IOF 対応
	パラ	障がい者オリエンテーリングの普及、および障がいオリエンティアのサポート
	アンチ・ドーピング	ドーピング検査の実施支援、アンチ・ドーピングの普及・教育
	総務	広報、財務、上位団体対応、後援・協力の審査
	女性	女性への普及、女性の登用、女性競技者の強化、競技環境整備
	国際	国際関連一般への対応、アジア諸国への情報発信、技術指導
特別	地域活性化	会員（各都道府県協会）の運営サポート
	全日本オリエンテーリング大会	フットオリエンテーリング、ミドル・ロング競技の全日本大会の企画・管理
	スプリント	フットオリエンテーリング、スプリント競技の全日本大会の企画・管理
	全日本リレー	フットオリエンテーリング、リレー競技の全日本大会の企画・管理
実行	JOA-WMG2027 実行	WMG2027 関西におけるオリエンテーリング競技の企画運営
独立	危機管理・コンプライアンス	危機管理対応、コンプライアンス教育
	アスリート	選手（アスリート）の権利保護、健全な競技環境の実現
選考	役員候補者選考	JOA 役員の選考を行う
	委員候補者選考	JOA の各委員会委員の選考を行う
	表彰選考	JOA 表彰対象者の選考を行う
諮問	倫理	倫理規程に基づき、必要時に開催する